

## ネーミングライツ事業に係る「市民等提案制度」の創設について

本市では、平成20年10月に「京都市ネーミングライツ事業実施要綱」を定め、ネーミングライツ事業を実施してきました。

この度、市民や事業者等の創意工夫による柔軟な発想を生かし、ネーミングライツ事業のさらなる推進を図るため「市民等提案制度」を創設します。

### 1 本市におけるネーミングライツ事業の実績

平成24年6月現在で3件の契約が成立しており、合計で5,625百万円の収入を見込んでいるところです。

対象施設	契約相手方	名称	契約期間	契約金額
西京極野球場	株式会社 わかさ生活	わかさスタジアム京都	5年間 平成21年4月～ 平成26年3月	総額 125百万円 (25百万円/年)
京都市体育館	スポーツコミュニケーション KYOTO 株式会社	ハンナリーズアリーナ	10年間 平成23年4月～ 平成33年3月	総額 250百万円 (25百万円/年) ※平成23年度 前倒し収入済
京都会館	ローム株式会社	未定	50年間 (再整備後)	総額 5,250百万円 (105百万円/年) ※平成24年度 補正予算計上済

### 2 「市民等提案制度」の創設

- 本市が事前に対象施設等や応募期間を設定せずに、広く市民や事業者等からネーミングライツ事業に係る提案を常時受け付けます。
- 市民や事業者等から提案があった場合は、本市において社会的妥当性等について予備審査(※)を行います。  
(※)予備審査は本市が実施しますが、適宜、学識経験者等が参画する審査委員会の委員に意見を伺います。
- 予備審査の結果を全件公表したうえで、予備審査通過分については、市民や関係者の意見を聴取し、ネーミングライツ導入の可否を決定します。この後、対案を有する市民や事業者等の参加表明を受け付けます。
- 導入を決定した施設等については、本市において条件等を整理したうえで、競争性及び公平性確保の観点から、他の提案(対案)を求めます。審査委員会で提案内容を審査し、契約の相手方を決定します。
- 他の市民や事業者等から参加表明がなかった場合には、当初の提案者を

契約相手方とします。ただし、実施内容については、審査委員会の審査を経ることを条件とします。

※ ネーミングライツの導入が決定された施設等において、提案募集を行う場合、当初の提案者については、加点評価を行うなど、インセンティブを確保します。

### 3 提案対象

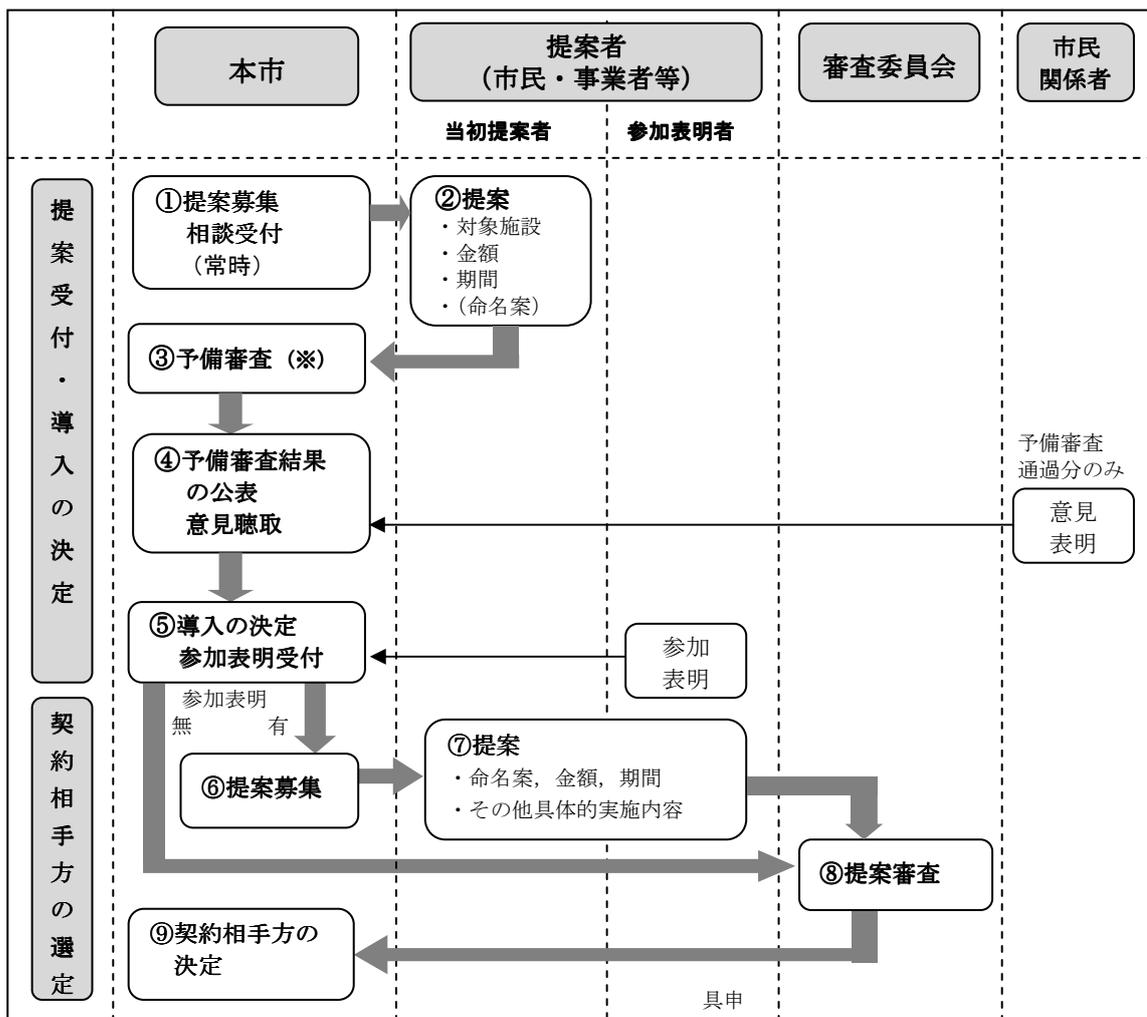
本市が保有する施設・工作物等及び本市が実施する事業・イベント等を提案対象とします。

### 4 提案者の資格

提案内容を自ら実施する市民・事業者等

ただし、暴力団など応募資格を有しない者を募集案内において別途定めま  
す。

《市民等提案制度のフロー図》



(※) 予備審査は本市が実施するが、適宜、  
審査委員会委員に意見を伺う。